

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四号

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則

広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料及び利用料金の減免） 第五条（略） 一―三（略） 四 身体障害者等が自動車（次のいずれにも該当するものに限る。）を運転して臨港道路海田大橋を通行する場合の通行料 五十円</p> <p>イ・ロ（略） 四の二 身体障害者等（別表上欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる程度の障害があるもの及び同表上欄に掲げる障害が二以上あつて、その障害の総合の程度が同表下欄に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）又は療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度と判定されているものに限る。以下この号において同じ。）を乗車させて、その移動のために介護者が自動車（次のいずれにも該当するものに限る。）を運転して臨港道路海田大橋を通行する場合の通行料 五十円</p>	<p>（使用料及び利用料金の減免） 第五条（略） 一―三（略） 四 身体障害者等が自動車（次のイからハまでのいずれにも該当するものに限る。）を運転して臨港道路海田大橋を通行場合の通行料 五十円</p> <p>イ 当該身体障害者等又はこれと生計を一にする者が所有する自動車であること。 ロ・ハ（略） 四の二 身体障害者等（別表上欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる程度の障害があるもの及び同表上欄に掲げる障害が二以上あつて、その障害の総合の程度が同表下欄に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）又は療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度と判定されているものに限る。以下この号において同じ。）を乗車させて、その移動のために介護者が自動車（次のイからハまでのいずれにも該当するものに限る。）を運転して臨港道路海田大橋を通行場合の通行料 五十円</p> <p>イ 身体障害者等若しくは療育手帳の交付を受けている者又はこれらと生計を一にする者（これらの者が自動車を所有していない場合にあつては、身体障害者等又は療育手帳の交付を受けている者を継続して日常的に介護している者）が所有する自動車であること。 ロ 営業用の自動車でないこと。</p>

<p>償運送に係る乗用自動車及び特種用途 自動車を除く。）でないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>四の三一六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号又は第四号の二の規定により 臨港道路海田大橋の通行料の減額を受けよう とする者は、臨港道路海田大橋の料金所にお いて、有料道路における障害者の割引利用を 証する記載のある身体障害者手帳又は療育手 帳を提示しなければならない。ただし、ET Cシステムを使用して徴収される通行料の減 額を受けようとする場合にあつては、臨港道 路海田大橋の料金所において、社会福祉法（ 昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規 定する福祉に関する事務所において発行され た証明書に基づいて必要な事項の登録がなされ た識別カードによつて車載器を起動させ、 当該必要な事項を料金徴収設備に記録しなけ ればならない。</p> <p>4―6 (略)</p> <p>7 第三項又は第四項の規定により身体障害者 手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 （以下「手帳」という。）を提示して通行料 又は駐車料の減額を受けようとする者は、障 害者手帳アプリ（手帳の記載事項等をスマー トフォンその他の携帯電話端末等に表示する 機能を有するアプリケーションをいう。）に より表示された画面の提示により、手帳の提 示に代えることができるものとする。</p>	<p>ハ (略)</p> <p>四の三一六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第四号又は第四号の二の規定により 臨港道路海田大橋の通行料の減額を受けよう とする者は、臨港道路海田大橋の料金所にお いて、有料道路における障害者の割引利用を 証する押印のある身体障害者手帳又は療育手 帳を提示しなければならない。ただし、ET Cシステムを使用して徴収される通行料の減 額を受けようとする場合にあつては、臨港道 路海田大橋の料金所において、社会福祉法（ 昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に規 定する福祉に関する事務所において発行され た証明書に基づいて必要な事項の登録がなされ た識別カードによつて車載器を起動させ、 当該必要な事項を料金徴収設備に記録しなけ ればならない。</p> <p>4―6 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。